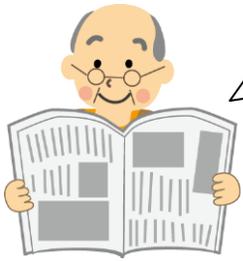


自治労道本部社福評ニュース for 介護

全日本自治団体労働組合北海道本部
 〒060-0806 札幌市北区北6条西7丁目北海道自治労会館
 電話 011-747-3211 / FAX 011-700-2053
 2013年12月27日 第2号 編集・発行 居橋 真人



介護保険制度改正の問題点

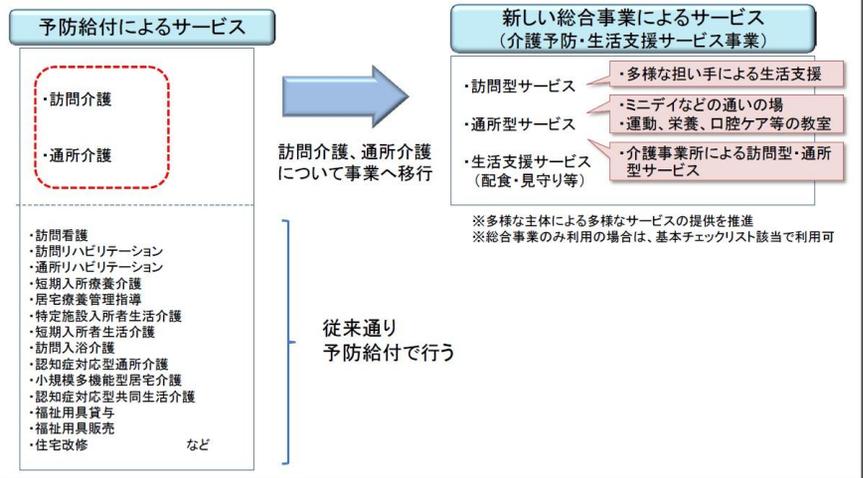


「訪問介護と通所
 介護のみ地域支援
 事業に移行」!?

厚生労働省は、2015年の介護保険制度改正について、要支援1および要支援2の高齢者に対する予防給付のうち、訪問介護と通所介護のみを地域支援事業に移行し、新しい総合事業によるサービス（介護予防・生活支援サービス事業）とすることを示しました。（図1）

要支援者の訪問介護、通所介護の総合事業への移行（介護予防・生活支援サービス事業）

- 多様な主体による柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、予防給付の訪問介護、通所介護は、事業にすべて移行（平成29年度末まで）
- その他のサービスは、予防給付によるサービスを利用

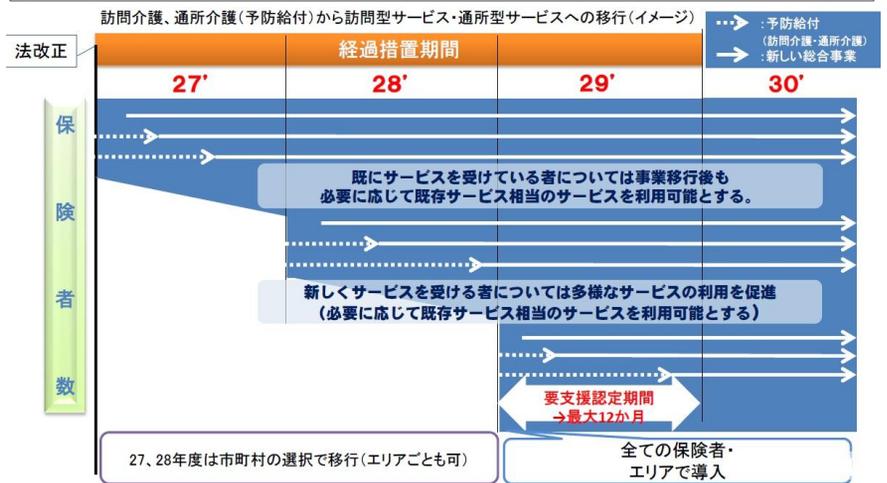


今後のスケジュールは、12月20日に素案作成、来年2月頃閣議決定、4月頃に国会上程という予定で進んでいます。また、総合事業への移行は2015年度から2017年度までに完了することを想定しています。（図2）



市町村の新しい総合事業実施に向けたスケジュールについて（イメージ）

- 平成29年4月までに、全ての保険者で要支援者に対する新しい総合事業を開始。（27、28年度は市町村の選択）
- 平成29年度末をもって、予防給付のうち訪問介護と通所介護については終了。



今まで通りの介護が
 受けられるの？

「道本部社福評が考える主な問題点」

- ①総合事業は、市町村と「多様な担い手による生活支援」で行うとしています。ボランティアやNPO、民間企業、社会福祉法人等が例示されていますが、ボランティアの活用ではヘルパーの処遇が低下する懸念があります。
- ②人口減高齢化の町村では、民生委員でさえ担い手がいない状況で、地域人材の発掘は困難です。
- ③「総合事業のみ利用の場合は、基本チェックリスト該当で利用可」とあり、認定を受けなくても利用できることと解されます。しかし、他のサービスのニーズがあるため、認定が必要となるケースがあり、事務作業が煩雑になる懸念があります。

地域間格差に
 つながる!

「介護現場で働く皆さんの声を聞かせてください!」（匿名でもOKです）

道本部社福評は、介護現場で働く組合員の生の声を集めています。現場から直接、道本部社会福祉評議会宛てにFAX（011-700-2053）をしてください。たくさんの意見や感想、現場の問題を教えてください。



自治労社会福祉評議会の取り組み

①2015 介護保険制度改正に関する自治労の意見（裏面を参照）

2015 介護保険制度改正に関する自治労の意見

要支援者に対する訪問介護・通所介護の多様化

2013 年 11 月 19 日

1. 意見

（1）訪問型サービスの「既存の訪問介護事業所による身体介護・生活援助の訪問介護」は、要支援認定者を対象として保険給付とすること

（2）通所型サービスの「既存の通所介護事業所による機能訓練等の通所事業」は、要支援認定者を対象として保険給付とすること

2. 理由

（1）要支援者の飛躍的増加が指摘されているが、給付が同様に伸びているわけではない。こうした状況は、現在の提供されているサービスにより介護の重度化を抑制していると思われることから、給付としての継続が必要である。

（2）訪問型介護と通所型介護は、高齢者福祉の在宅福祉三本柱として今日まで重要な施策とされてきたことから、全国共通のサービスとしての提供が必要である。

（3）給付から事業へ移行することは以下の課題・問題がある。

① 最低基準としての設置・運営基準や人員基準、報酬基準が撤廃され自治体裁量となれば、現状の市町村の実施体制、在宅サービスの提供体制、地域包括ケアの基盤整備、人材や資源等の脆弱さを踏まえると、要支援者のサービス水準の切り下げにつながる危惧が大きい。

② 既存のサービス提供に対する報酬が安価になれば、介護の質の低下や介護労働者の人材不足が現状より進むのではないかと。また、安価な事業委託は官製ワーキングプアにつながる恐れがある。

③ 平成の大合併、行財政改革、地方交付税の削減等により、市町村職員数の減少や厳しい予算状況の現状から、新しい事業の実施主体として市町村が役目を果たして行けるのか。市町村のマンパワーをどう確保するのか。

（4）要支援認定者に対する訪問および通所型介護については、保険給付として維持したうえで、給付内容を検証し、適切なケアマネジメントと適正な給付を行うことが必要である。

（5）介護予防・日常生活支援総合事業は、昨年 4 月にスタートしたばかりであることから、実施状況を検証し、必要な見直しを行うことが必要である。

②連合を通じて、社会保障審議会介護保険部会での審議に意見反映を実施しています。

③12 月定例会市町村議会における意見書採択の取り組み（11 月 7 日の発文第 69 号を参照してください。）を推進しています。